

厚生労働省・障害児支援の見直しに関する検討会

2008. 4. 15.

平成15年4月15日関係団体ヒアリング資料 障害児通園施設の近未来

「障害児」の増加と多様化に対応できる
「施設の枠」を越えた療育の提供と
発達支援地域ネットワークの構築
～障害者相談支援事業と障害児等療育支援事業を基盤として～

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

障害児支援をとりまく状況

- 障害児の状況
 - 自閉症等の発達障害児の「増加」⇔ 施設がない
 - 脳性麻痺発症率の増加
 - 一般保育所に通園する障害児の増加
 - 在宅の(超)重症児の増加 ⇒ 日常的な医療的支援が必要
- 障害児支援施設の問題
 - 障害児の増加に対応できる施設数の不足
 - 障害種別に分かれた施設体系
 - 障害児施設の都市部への集中・偏在
 - 一般保育所の障害児保育の増加と支援体制の不足
- 今後の方向性
 - 既存の施設・事業の「有効活用」と「連携・協働体制構築」
 - 地域療育の重層構造化と基盤となる制度の設定

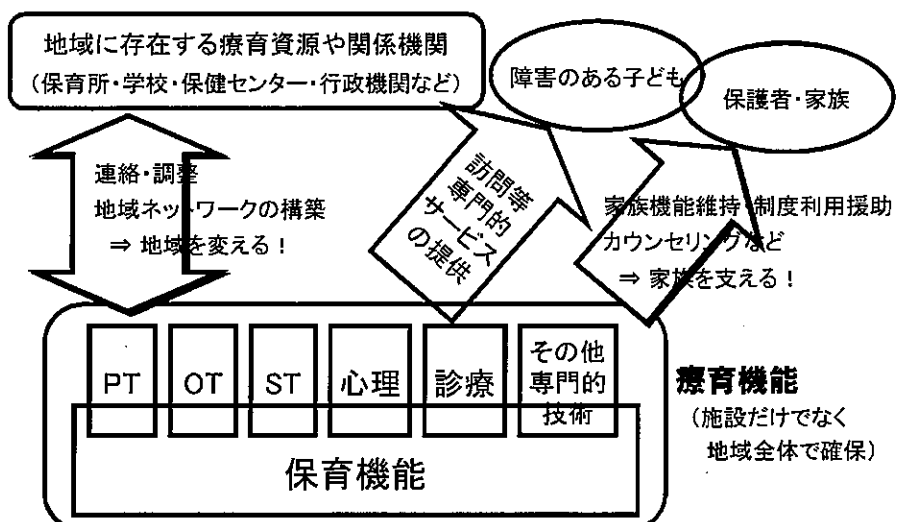
全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

肢体不自由児通園施設が提供できる機能

- 医療専門性に基づいた(障害児)子育て支援機能
 - 早期療育: 保育・相談機能を基盤にしたリハビリテーションの提供 (← 一般医療機関との違い)
 - 診療所の併設: 外来機能・医療機関との連携が可能
- 多職種を活用した地域ネットワークの拠点の構築
 - 相談支援・地域支援・地域調整が可能
- 専門療育機能を地域に提供できる「社会資源」
 - 保健センター (乳健後の発達相談など) への専門職派遣
 - 保育所・幼稚園・学校への情報提供や専門職派遣
 - 児童デイサービスへの支援と連携・協働体制の構築
 - 保護者・家族支援のための相談支援機能

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

肢体不自由児通園施設が目指す療育 ～保育・相談機能を基盤とした専門機能の提供～



全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

地域療育システムのイメージ ～障害児支援システムの重層化～

- 一般保育所の障害児の受け入れ拡大
 - 就労している母親への支援の充実（重度でも受け入れる）
 - 障害児施設（通園・入所）からの技術的支援
- 児童デイサービスの活用
 - 「人口過疎地の専門療育」「都市部の初期療育」に活用
 - 「親・家族への相談支援」「育児支援」「療育」
- 現存の障害児通園施設の再編（一本化）
 - 「(より)重度な子ども」の通園療育
 - どんな障害の子どもも身近な通園施設を利用可能に
- 拠点施設の設置（既存の施設の機能強化：後述）
 - 都道府県・政令指定都市レベルで設置
 - 診療所機能・調整機能・相談機能

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

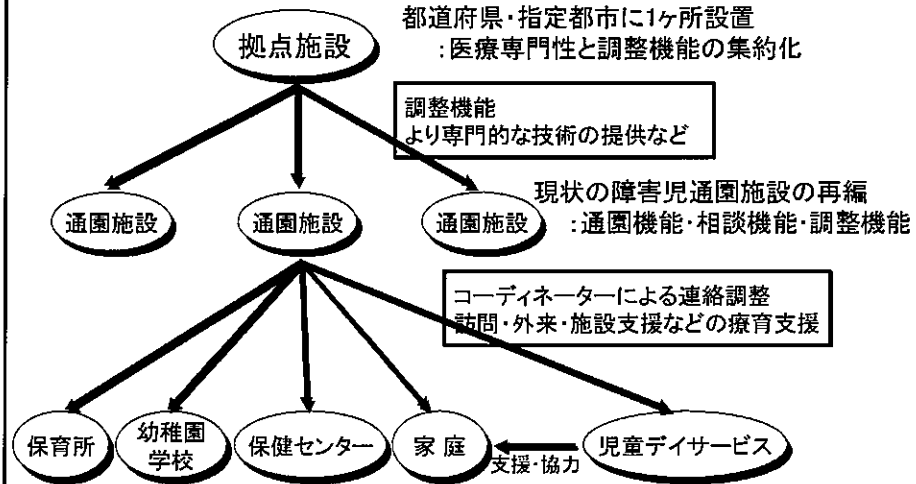
地域療育システムのイメージ ～県域拠点施設の設置とその機能～

- 医療専門性
 - （医師、理学・作業療法士、言語聴覚士などの配置）
 - 診療所機能（小児科、精神科、その他）：全県対応
 - リハビリテーション機能：期間を限定して全県対応
 - 専門職員の派遣機能：全県対応（教育機関にも）
- 地域調整機能・相談支援機能
 - （心理士・相談支援専門員の配置・発達支援コーディネーター新設）
 - 障害児通園施設間の調整機能
 - 家族支援・カウンセリング機能
 - 全県の療育従事者・保育士・教師などへの研修機能

～地域支援（職員派遣・施設間コーディネート等）
を支える制度的・財政的基盤整備が課題！～

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

重層的な地域療育システムのイメージ



全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

障害児の相談支援と障害児等療育支援事業 ～地域療育体制整備の基盤として～

【再編前】

障害児(者)地域療育等支援事業

- 療育等支援施設事業
 - ・在宅支援訪問療育等指導事業
 - ・在宅支援外来療育等指導事業
 - ・施設支援一般指導事業
 - ・地域生活支援事業
- 療育拠点施設事業
 - ・施設支援専門指導事業
 - ・在宅支援専門療育指導事業

実施主体：都道府県、指定都市、
中核市

財 源：交付税(県単独)

【再編後】

障害児等療育支援事業

障害者相談支援事業

- 一般的な相談支援事業(3障害一元化)

実施主体：市町村

財 源：交付税(市単独)

保育所・児童デイサービス等への専門機能提供の制度的基盤は「障害児等療育支援事業」

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

障害児通園施設の機能と報酬体系案

地域・家庭への支援

子育て支援
地域機関への支援
(巡回・訪問・施設支援)
早期療育(外来)
障害児等療育支援事業



基本部分の整備

- 職員配置基準の明確化
- 障害児施設給付費
(知的障害児通園施設レベル)

付加部分に出来高払いによる収入

- 障害児等療育支援事業(個別給付化)
- 医療費

基本部分(身近な地域の通園機能)

(現行)児童デイサービスが基本
相談支援事業の受託
保育士・相談支援専門員・医療専門職
障害保健福祉圏域3ヶ所程度設置

現行の知的障害児通園施設程度の給付
重症心身障害児には加算
一日利用定員制



医療専門性(診療機能)

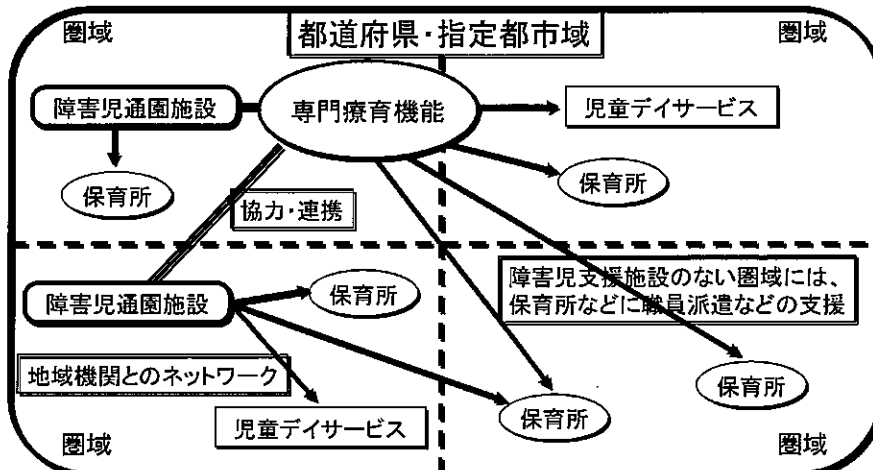
診断
リハビリテーションなど

障害児(者)リハビリテーション料
などの医療費

障害児通園施設

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

まとめに代えて ～地域療育システムの近未来～



← の部分の制度的基盤を「障害児等療育支援事業」として展開する

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

資料① 施設と子どもをとりまく状況

- * 障害児の「増加」
- * 障害の重度化・重複化
- * 施設契約児の幼少化
- * 中央児童福祉審議会意見具申

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

姫路市における脳性麻痺発症率の推移

在胎週数	脳性麻痺児／出生数				脳性麻痺発症率（出生1000人）			
	83～87	88～92	93～97	98／00～03	83～87	88～92	93～97	98／00～03
～27W	1/62	7/40	9/48	11/75	16.1	175.0	187.5	146.7
					p<0.005			
28～31W	5/111	15/99	15/105	24/113	45.0	151.5	142.9	212.4
					p<0.01			
32～36W	8/1031	10/1007	10/1013	14/1262	7.8	9.9	9.9	11.1
37W～	26/27042	19/24246	25/25494	24/25118	1.0	0.8	1.0	1.0
計	40/28,246	51/25,410	59/26,660	73/26,568	1.4	2.0	2.2	2.7
					p<0.001			
					p<0.05			

注) 脳性麻痺の診断は3歳以後とし「厚生省脳性麻痺研究班の定義(1968年)」を用いた。

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

肢体不自由児通園施設入園児の状況 ～肢体不自由児通園施設入園児の重度化・重複化～

肢体不自由児通園施設措置児の合併症の状況

(平成16年度 総数:2,609人)

合併障害		人数	割合
知的障害	重度	1,460	56.0%
	中軽度	797	30.6%
自閉性障害		226	8.7%
てんかん	コントロールできている	443	17.0%
	コントロールできてない	408	15.6%
視覚障害		377	14.5%
聴覚障害		164	6.3%

⇒ 療育や保育現場での
日常的な医療的支援が必要
介護家族への生活レベルでの
支援が必要

内部障害	循環器系		106	4.1%
	呼吸器系	人工呼吸器	14	0.5%
		気管切開	58	2.2%
		ネブライザー使用	139	5.3%
		酸素使用	46	1.8%
		吸引器使用	248	9.5%
	消化器系	胃ろう	67	2.6%
		経管栄養	211	8.1%
		誤えんが多い	195	7.5%
	泌尿器系(導尿など)		54	2.1%
その他		76	2.9%	

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

平成14年度文部科学省全国実態調査

□ 「学習面や行動面で著しい困難を示す」と担任教師が回答した児童生徒の割合 : 6.3%

- 学習面で著しい困難 4.5%
- 行動面で著しい困難 2.9%
- 学習面と行動面でともに著しい困難 1.2%

A : 「聞く」「話す」「読む」「計算する」「推論する」の問題 : 4.5%

B : 「不注意」や「多動性-衝動性」の問題 : 2.5%

C : 「対人関係やこだわり等」の問題 : 0.8%

A かつ B 1.1%

B かつ C 0.4%

C かつ A 0.3%

A かつ B かつ C 0.2%

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

肢体不自由児通園施設/診療所受診児の現状

姫路市総合福祉通園センターの初診患者の障害名
(2006年度)

障害名	受診数	
脳性麻痺	16	
精神遅滞	70	
自閉症	精神遅滞なし	116
	精神遅滞あり	96
LD・AD/HD	12	
言語障害	18	
後遺症	3	
神経筋疾患	6	
染色体異常	12	
診断未確定	4	
正常	1	
その他(含:親の治療)	11	
計	365	

対象人口
約55万人

障害種別に分けられた施設体系では
適切な支援ができなくなった

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

軽度発達障害の発症頻度

(対象人口千人あたり)

高機能広汎性発達障害 (知的障害を伴わない自閉症スペクトラム)	8~10人
注意欠陥/多動性障害 AD/HD	30人
学習障害 LD	30人
境界線知能 (IQ70~74)	140人
軽度知的障害 (IQ50~69)	18~20人

(杉山、原らによる)

「発達障害児」の増加への対応はこれからの障害児支援の最重要課題！
⇒ 障害児施設には、「障害種別の撤廃」「早期対応＝子育て支援の充実」
「保育所などへの専門技術の提供」等が求められる

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

肢体不自由児通園施設入園児の状況 ～肢体不自由児通園施設入園児の低年齢化～

(平成16年度 措置児数 2,860人)

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
人数	77	388	633	596	579	458
施設あたり	0.8	4.3	7.0	6.5	6.4	5.0

6歳児	7～15歳	16～18歳	合計
104	25	0	2,860
1.1	0.3	0.0	31.4

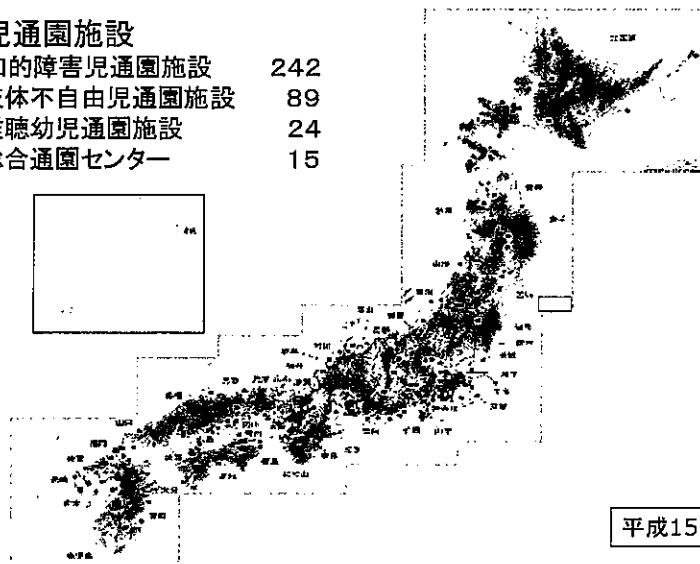
低年齢化 ⇒ 育児支援・家族支援の立場が求められる
障害の理解への援助が求められる
医療機関との緊密な連携が求められる

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

発達支援機関の地域偏在(1)

障害児通園施設

- 知的障害児通園施設 242
- ▲ 肢体不自由児通園施設 89
- 難聴幼児通園施設 24
- 総合通園センター 15



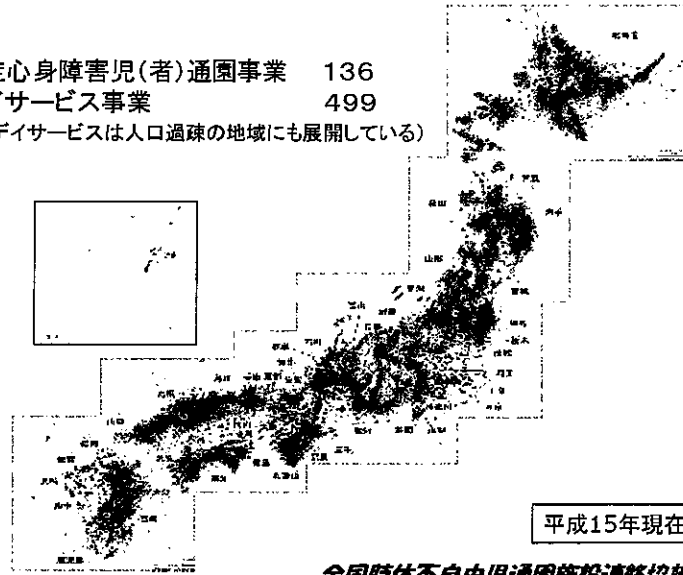
平成15年現在

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

発達支援機関の地域偏在（２）

通園事業

- ▲ B型重症心身障害児(者)通園事業 136
- 児童デイサービス事業 499
(児童デイサービスは人口過疎の地域にも展開している)



全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

中央児童福祉審議会障害福祉部会 意見具申

(平成8年3月29日)

□ 「障害児通園施設の在り方について」

- 現在の障害種別に分けられた通園施設体系は専門性の高い指導を提供するという点では大きな意義があったが一方で障害種別が違えば身近なところで療育が受けられない弊害がある。
- 重複する障害児等に対する処遇体制が充分整備されていない。
- 心身障害児通園事業(現在の児童デイサービス事業)や重症心身障害児通園モデル事業などとの役割分担が明確でなく通園施設のもつ専門的な療育機能が地域療育の質の向上に活かされていない。
- 障害児通園施設の統合が必要。

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

資料② 肢体不自由児通園施設の現状

- * 歴史と特徴
- * 職員数と内訳
- * 運営状況
- * 障害児関係施設の設置状況

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

肢体不自由児通園施設の歴史と特徴

□ 歴史

- 昭和38年: 肢体不自由児施設・通園部門の設置
- 昭和44年: 肢体不自由児通園施設の制度化
- 設置数: 平成18年現在99施設

□ 特徴と現状

- 「福祉施設＋医療機関」の機能をもつ医療型障害児施設
- 医療職、保育職など多職種の配置
- 児童福祉法上「肢体不自由児施設」に包含されており、職員配置基準や給付費が「通所加算」程度に設定

□ 療育機能

- どんな障害にも早期から対応できる機能
 - 保育・相談・リハビリテーション・診療
- 保育所・児童デイ・家庭などへの専門機能の提供

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

肢体不自由児通園施設の職員配置 ～多職種・多数の職員配置～

職種名	医師	看護師・保健師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	保育士・指導員	心理士	ケースワーカー	栄養士	調理員	その他	計
平均職員数 常勤換算	0.6	1.8	2.3	1.4	0.9	6.9	0.3	0.2	0.4	1.0	2.2	18.0

(1施設平均 平成16年度調査 71施設)

*「障害児に対するサービスの提供実態に関する調査研究」によれば、
常勤換算22.24人／施設で、障害児通園施設中最多。

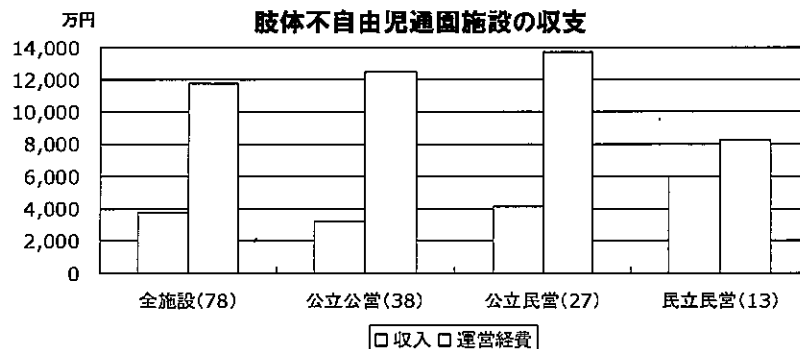
(平成19年3月・こども未来財団)

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

肢体不自由児通園施設の運営状況

障害児施設給付費（児童デイでは介護給付）

- 肢体不自由児通園施設：316単位／日
- 知的障害児通園施設：829単位／日
- 難聴幼児通園施設：937単位／日
- 児童デイサービス(標準)：508単位／日



全国肢体不自由児通園施設連絡協議会

肢体不自由児通園施設の各種事業の受託状況

	総施設 (91)		公立公営 (46)		公立民営 (33)		民立民営 (12)	
	施設 数	割合 %	施設 数	割合 %	施設 数	割合 %	施設 数	割合 %
障害児(者)地域療育等支援事業	40	44	14	30	22	67	4	33
重症心身障害児(者)通園事業	12	13	4	9	5	15	3	25
児童デイサービス事業	15	16	8	17	4	12	3	25
地域療育事業 (巡回療育など)	8	9	2	4	5	15	1	8
短期入所事業 (日中預かり等)	13	14	3	7	7	21	3	25
相互利用制度	13	14	3	7	6	18	4	33
平行通園	46	51	26	57	13	39	7	58
その他	6	7	3	7	2	6	1	8

(平成16年度肢体不自由児通園施設実態調査)

= 障害種別・サービス提供場所・対象年齢などの「限定」を打破して
地域の子どもへ支援を広げる努力

全国肢体不自由児通園施設連絡協議会